

監査結果報告書の概要

平成31 監査年度 第1回（前期）

1. 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、公正で実効性のある監査を実施した。

2. 委員監査実施日

平成31年3月8日～令和元年8月22日

3. 監査対象機関

	H31監査年度(第1回)		H30監査年度(第1回)	
	本庁	出先機関	本庁	出先機関
定期監査	112	37	111	38
定期監査計	149		149	
財政援助団体等の監査	5		7	
合計	154		156	

4. 監査の結果

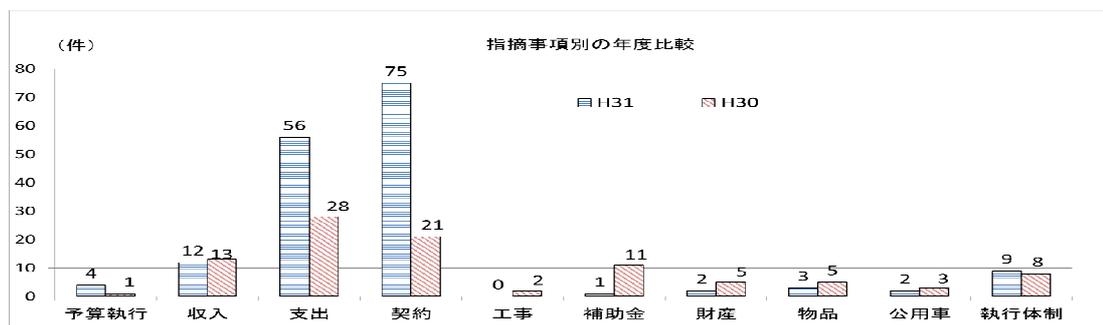
(1) 定期監査の指摘事項等の件数

	H31監査年度(第1回)			H30監査年度(第1回)		
	本庁	出先機関	計	本庁	出先	計
指摘等	105	59	164	67	30	97
1所屬あたり件数	0.94	1.59	1.10	0.60	0.79	0.65

(内訳)

	予算執行		収入		支出		契約		工事		補助金	
	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30
指摘	1		2	5	27	4	47	8			1	3
注意	2	1	8	6	28	23	27	12		1		6
意見	1		2	2	1	1	1	1		1		2
合計	4	1	12	13	56	28	75	21	0	2	1	11

	財産		物品		公用車		執行体制		計	
	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30
指摘	1	5	1	1	2	1	1		83	27
注意			2	3		2	8	7	75	61
意見	1			1				1	6	9
合計	2	5	3	5	2	3	9	8	164	97



(2) 奈良県土地開発公社等の財政援助団体等における指摘事項等

	指摘	注意	意見	計
出資団体	0	0	0	0
財政援助団体	2	0	0	2
計	2	0	0	2

(3) 主な指摘事項

- 収入・・・使用料等の調定事務の遅延、使用料等の調定漏れ
- 支出・・・支出負担行為の遅延、調査委託契約における前払金の過払、資金前渡の精算手続の不備
- 契約・・・支出負担行為及び契約書の作成の遅延、随意契約ができる上限額を超える契約、賃貸借契約の手続の不備
- 補助金・・・補助金の不適切な事務処理
- 財産・・・登記手続の遅延
- 物品・・・自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備
- 公用車・・・公用車使用中の事故

(4) 事務の執行を改善する観点から検討を求めた主な意見事項

- 未収金・・・実効性のあるきめ細やかな未収金対策を求める意見
- 支出負担行為・・・支出負担行為事務の適性化に向けた指導強化を求める意見

5. 前期監査の総括

- 今回、支出負担行為や契約書の作成の時期について重点的に監査したことから、指摘事項等の164件のうち、「支出負担行為の遅延」や「契約書の作成の遅延」の事例が102件と突出して多かった。
- 指摘内容の共通した原因は、「会計事務を担当する職員の会計規則、契約規則等規則や会計事務に対する理解不足や遵守意識の不足」、「事務処理の進捗管理の不足」及び「決裁過程における内部チェックの不足」が考えられる。
- 今後、執行機関に対して、職員の会計規則、契約規則等の正確な理解、法令遵守意識の徹底及び適正な事務処理の進捗管理を図るよう働きかけるとともに、内部統制に関する取組を充実させるよう指導していくことが必要である。